

令和7年度菊陽町職員（土木Ⅱ・建築Ⅱ・精神保健福祉士）採用追加試験要領

1 試験職種及び採用予定人員等

区 分	職 種	採用予定数	勤 務 先 及 び 職 務 内 容
民間企業等 職務経験者	土木Ⅱ	2人程度	町長部局又は教育委員会部局等に勤務し、土木技術の職務に従事する。
	建築Ⅱ	1人程度	町長部局又は教育委員会部局等に勤務し、建築技術の職務に従事する。
	精神保健 福祉士	1人程度	町長部局又は教育委員会部局等に勤務し、精神保健福祉士の職務に従事する。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

職 種	受験資格
土木Ⅱ	昭和55年4月2日以降に生まれた者で、民間企業等において、次のいずれかの職務経験年数が直近5年間で通算3年以上ある者 ア 土木工事等の現場及び施工管理業務等 イ 土木設計等の建設コンサルタント業務 ウ 官公庁の土木技師としての従事
建築Ⅱ	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、民間企業等において、次のいずれかの職務経験年数が直近5年間で通算3年以上ある者 ア 建築工事の設計・施工等業務等 イ 官公庁の建築技師としての従事
精神保健 福祉士	平成2年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれにも該当する者 ア 精神保健福祉士資格を有し、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第28条に基づく登録を受けている者 イ 民間企業等における精神保健福祉士に関する職務経験年数が直近5年間で通算3年以上ある者

※職務経験年数の直近5年の基準は令和7年11月30日現在とし、対象となる期間は「令和2年12月1日から令和7年11月30日まで」とする。

「職務経験」とは、会社員、団体職員、公務員、自営業者、アルバイト、パートタイマーとして1週間当たりの所定労働時間が30時間以上従事していた期間が該当する。ただし、従事・就業した期間には、産前産後休暇期間は含み、育児休業等の休業期間は除く。なお、職務経験の確認のため、最終合格発表後に職歴証明書等を提出してもらうので、提出可能か予め確認しておくこと。

(2) 次の1つに該当する者は、受験できない。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行の終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 菊陽町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受験手続

(1) 受付期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月19日（金）まで

(2) 申込手続

インターネット（電子申請）※スマートフォンからも申込みできます。
別紙「インターネット（電子申請）からの申込方法」をよく読んで申込むこと。

(3) 受験票の交付

受験票は、第1次試験合格者に郵送する。

4 試験の日時及び場所

試 験	日 時	試 験 地	合 格 発 表
第 1 次試験	書類選考		1 2 月下旬、合格者のみに通知するほか、町ホームページに掲載、菊陽町役場に掲示します。
第 2 次試験	令和 8 年 1 月 1 0 日（土）	菊陽町役場	1 月中旬、合格者、不合格者ともに通知するほか、合格者については町ホームページに掲載、菊陽町役場に掲示します。
第 3 次試験	令和 8 年 1 月 2 4 日（土）	菊陽町役場	2 月上旬、合格者、不合格者ともに通知するほか、合格者については町ホームページに掲載、菊陽町役場に掲示します。

（注） 第 2 次試験の際は、受験票と筆記用具（HB の鉛筆、消しゴム等）を持参すること。なお、時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限る。また、携帯電話等を時計として使用することはできない。

5 試験の内容

(1) 第 1 次試験

区 分	内 容
書 類 選 考	申込書による書類選考

(2) 第 2 次試験

第 1 次試験合格者について次の試験を行う。

区 分	内 容
人 物 試 験	個別面接による口述試験
性 格 特 性 検 査	公務員に求められる資質について、性格特性をみるもの

（注）試験を途中で棄権した者は、不合格となる。

(3) 第 3 次試験

第 2 次試験合格者について次の試験を行う。

区 分	内 容
人 物 試 験	個別面接による口述試験

（注）試験を途中で棄権した者は、不合格となる。

6 合格から採用まで

- この試験の最終合格者は、試験職種ごとに作成された採用候補者名簿に記載され、令和 8 年 4 月 1 日以降の採用に当たって、名簿に記載された者の中から採用者を決定する。
この名簿の有効期間は、原則として合格決定の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までである。
- 初任給は、学歴や経歴年数を考慮の上、個別に決定する。なお、このほか条例等の定めにより期末手当、勤勉手当、通勤手当等が支給される。
（参考）3 0 歳 職務経歴が 8 年の場合 月額 2 5 9 , 4 0 0 円程度

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、受験した本人のみ開示を行う。

(1) 窓口での開示

受験者本人が、受験票又は合否通知書及び本人確認ができるもの（運転免許証、学生証、旅券等）を総務部総務課人事秘書係（菊陽町役場 2 階）に持参すること。

(2) 郵送による開示

次の 3 点を請求先に郵送すること。

- 試験結果開示請求書（別紙の「試験結果開示請求書」に必要事項を記入する。）
- 4 6 0 円分切手を貼った返信用封筒に、宛先を明記したもの（簡易書留郵便で返送）
- 受験票原本（紛失した際は、運転免許証、学生証、旅券等のコピー）
- 請求先
〒 8 6 9 - 1 1 9 2 （住所記載不要）
菊陽町役場 総務部 総務課 人事秘書係 宛
※封筒の表に「試験結果開示請求」と記入してください。

(3) 開示期間 各試験の合格発表の翌日から 1 か月間

(4) 開示内容

試 験	開示内容
第 1 次試験	科目別得点、総合得点、総合順位
第 2 次試験	
第 3 次試験	

8 試験に関する申込提出・問合せ先

〒 8 6 9 - 1 1 9 2

熊本県菊池郡菊陽町大字久保田 2 8 0 0 番地

菊陽町役場 総務課 人事秘書係 電話 0 9 6 - 2 3 2 - 2 1 1 1